

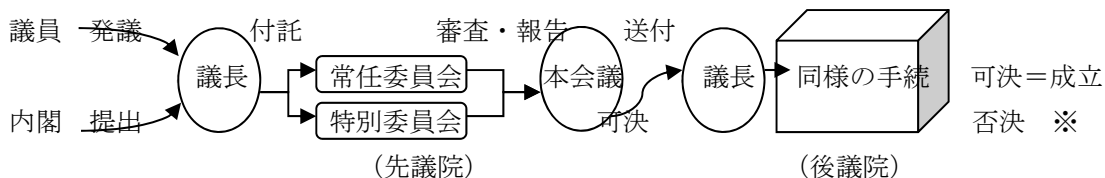
## 憲法Ⅱ（統治機構）

担当：柳瀬 昇

### 第4回 国会と立法権（3）

#### 4. 国会の活動方法

- 国会の権能は、原則として両議院の議決の一致により行使される。
- 国会は、会期という一定の期間のみ、その権能を行使する。国会には、常会（52条）、臨時会（53条）、特別会（54条1項）の区別がある。会期中に議決されなかった案件は、原則として、後会に継続しない（国会法68条）。また、ひとたび議院が議決した案件については、同一会期中には再びこれを審議しない（国会法56条の4参照）。
- 衆議院が解散されてから、特別会が召集されるまでの間に、国会の開会を必要とする緊急事態が生じたときに、内閣の求めにより、参議院のみで緊急集会\*1を行い、国会を代行できる（54条2項但書、3項）。
- 会議については、定足数（56条1項）、表決数（同条2項）、公開（57条）の原則がある。



※ 両院で議決が異なった場合には、両院協議会（そこで成案を得る）が開かれることもある。  
衆議院先議で参議院否決の場合には、衆議院で2/3の再可決によって法律は成立する。

- 法律の制定（59条2項、3項）\*2、予算の議決（60条2項）、条約締結の承認（61条）、内閣総理大臣の指名（67条2項）に関して、衆議院に議決上の優越が認められる。予算の審議は衆議院が先議であり（60条1項）、内閣不信任決議権（69条）は衆議院にしか認められない。
- 両院協議会は、予算の議決、条約締結の承認、内閣総理大臣の指名の場合には必要的に開かれ、法律案の議決の場合には、衆議院が要求したとき、または参議院が要求し衆議院が同意したときに開かれる。各議院から各々10人の委員により組織され（国会法89条）、協議案が出席委員の3分の2以上で議決されたとき成案となる（国会法92条1項）。

\*<sup>1</sup> 緊急集会は、これまでに、1952（昭和 27）年 8 月 31 日（中央選挙管理会の委員及び予備委員の任命）と、1953（昭和 28）年 3 月 18～20 日（昭和 28 年度一般会計暫定予算など計 3 暫定予算、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律など計 4 法律）の 2 件、開催された。

\*<sup>2</sup> 59 条 2 項に基づく衆議院の再議決は、国会発足後はしばしば行われていたが、55 年体制の確立とともに次第に行われなくなった。しかし、2009 年夏の政権交代直前の「ねじれ国会」において 50 年ぶりに行われることとなった（2008（平成 20）年 1 月 11 日に、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の制定にあたり再議決が行われ、その後も数回行われた）。

## Quiz

Q4-1 国会に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

ア. 条約の締結には国会の承認が必要であるが、既存の条約を執行するための細目的な協定や条約の具体的な委任に基づいて定められる政府間取極は、憲法第 73 条第 3 号の条約に当たらず、国会の承認を要しないと解されている。

イ. 内閣は法律案を先に衆議院に提出しなければならず、提出された法律案が衆議院で可決され、参議院でこれと異なった議決がされた場合には、衆議院で出席議員の 3 分の 2 以上の多数で再び可決されたときに法律となる。

ウ. 憲法は、法律案の議決や内閣総理大臣の指名などの場合において衆議院の優越を認めているが、両議院は原則として対等であり、憲法の定める例外以外に、法律で衆議院が優越する事項を定めることはできないと解されている。

エ. 両議院は同時に活動することを原則としており、衆議院が解散された場合には参議院も同時に閉会となる。また、両議院の議員は、法律の定める場合を除き、国会の会期中は逮捕されないという不逮捕特権を有している。したがって、衆議院が解散され、参議院も閉会となり、活動を停止している間は、参議院議員の不逮捕特権は認められないこととなる。

オ. 衆議院が解散されたときは、解散の日から 40 日以内に衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から 30 日以内に臨時会を召集しなければならないが、臨時会の召集の時期が常会の召集時期と重なる場合には、常会と併せて召集することができる。

1. ア・イ 2. ア・エ 3. イ・ウ 4. ウ・オ 5. エ・オ

(平成 23 年度国税専門官採用試験)

Q4-2 日本国憲法に規定する衆議院の優越に関する記述として、妥当なのはどれか。

1. 衆議院が内閣総理大臣の指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に参議院が指名の議決をしないときは、衆議院の議決が国会の議決となる。

2. 参議院が衆議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて六十日以内にその法律案の議決をしないときは、直ちに衆議院の議決が国会の議決となる。

3. 条約の締結に必要な国会の承認について、衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした場合、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決されたときは、衆議院の議決が国会の議決となる。

4. 参議院が衆議院の可決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に議決しないときは、衆議院は参議院がその予算を否決したものとみなすことができる。

5. 憲法改正について、衆議院で発議し、参議院でこれと異なった発議をした場合、衆議院で総議員の三分の二以上の賛成で再び発議したときは、衆議院の発議が国会の発議となる。

(平成 23 年度特別区職員 I 類採用試験)